

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 背景

- 平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
- 平成25年6月 政府行動計画の閣議決定

2 目的

病原性が高い新型インフルエンザ等に備え、態勢を整備し対策を強化

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する

(2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3 計画の特徴

- 様々な状況で対応できるよう、対策を示し柔軟に対応
- 政府対策本部の基本的対処方針に基づき、対策を総合的に推進
- 政府対策本部長による緊急事態宣言時、特措法に基づく措置を実施
- 基本的人権の尊重に留意して実施

4 対策のポイント

- 指定地方公共機関の指定
- 県対策本部の設置
- 特定接種(医療従事者等への先行接種の実施)
- 住民接種(全国民を対象に市町村が実施)
- 不要不急の外出の自粛要請、学校・施設の使用制限の要請・指示
- 新型インフルエンザ等専用外来の開設の依頼
- 医療従事者に対する医療等の実施の要請※
- 臨時の医療施設の設置、土地等の使用
- 備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出(卸業者を通じた供給)
- 緊急物資(医薬品等)の運送の要請・指示
- 特定物資(医薬品、食品、燃料等)の売渡しの要請・収用

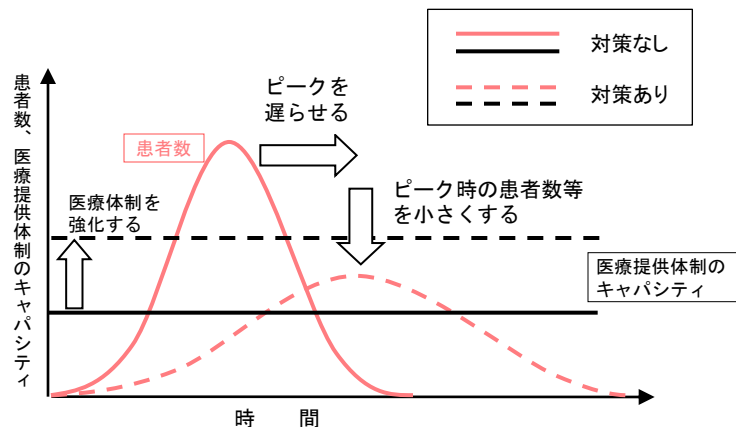
※ 医療関係者に対する実費の弁償、損害の補償

5 発生段階ごとの対策

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生(県内は未発生)	県内で発生(患者の接触歴を把握)	県内でまん延(接触歴を把握できない)	患者発生が減少
対策の目的	発生に備え体制の整備	国内発生に備えた体制の整備	県内発生に備えた体制の整備	感染拡大の抑制・感染拡大に備えた体制の整備	医療体制の維持・健康被害を抑制・社会・経済への影響の抑制	生活・経済の回復・流行の第二波へ備え
実施体制		② 県対策本部の設置(政府の基本的対処方針に基づき対応)				県対策本部の廃止
			国が緊急事態宣言(市町村対策本部の設置)			
サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス(発生状況の監視)					
		サーベイランスの強化(全数把握開始)		全数把握中止		
			学校等の集団発生状況の把握			
情報提供・共有	電話相談窓口の設置					
	知事コメント等により注意喚起・情報提供					
まん延防止・予防	③	特定接種(医療従事者等への先行的接種)		④ 住民接種(全国民を対象に市町村が実施)		
		⑤ 不要不急の外出の自粛要請、学校等施設の使用制限				
医療	抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給体制の確保					
		⑥ 専用外来における医療提供、入院措置		⑨ 備蓄した抗ウイルス薬の供給		
	⑦ 医療等の実施の要請・指示					
	① 指定地方公共機関の指定、業務計画策定				⑧ 臨時医療施設の設置	
県民生活及び県民経済の安定の確保	指定地方公共機関等の業務継続					
	⑩ 緊急物資の運送等の要請・指示					
			⑪ 特定物資の売渡しの要請・収用			

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

【対策の概念図】



【指定地方公共機関の指定業種等】

指定地方公共機関は、医療、医薬品等の製造販売、ライフライン関係の公益的事業を営む法人で、知事が指定する。

新型インフルエンザ等が発生したときに、患者への医療提供や、法人の業務を継続し、国、地方公共団体等と連携協力する。

(1) 医療機関

- ① 感染症指定医療機関(第一種、第二種)
- ② 相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている医療機関

- (2) 医療関係団体
- (3) 医薬品卸業団体
- (4) ガス事業者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 旅客自動車運送事業者
- (7) 貨物運送事業者

【対策本部の組織】

